

只木ゼミ春合宿第1問検察レジュメ

I. 事実の概要

看護師であるXは入院患者Aに過失によって致死量の劇薬を支給した。他方で相前後して看護師Yも、Aに対して過失によって致死量の劇薬を支給した。Aは、これらの事情に気付かないまま支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。

なお、XとYは共犯関係になく、両者が支給した劇薬は全く同種・同量のものであり、どちらの劇薬の作用によりAが死亡したかは明らかでない。

II. 問題の所在

看護師であるX及びYが双方ともに致死量の劇薬をAに供給した行為について、Aが死亡していることから、業務上過失致死傷罪(211条1項前段)の成否を検討する。

本問では、AはX及びYから供給された同種同量の劇薬と一緒に服用して死亡しており、どちらの劇薬の作用によりAが死亡したのかは不明である。また、X及びYが供給した劇薬はいずれも致死量であったため、どちらか一方の行為が無かったとしても、Aの死亡という結果は発生していた。そこで、「あれなければこれなし」という条件関係が認められず、因果関係は否定されることとなる。よって、X及びYの行為は構成要件に該当せず、業務上過失致死罪の未遂犯処罰規定が無いことから、不可罰となる。

しかし、このような帰結は不当である。そこで、条件関係を修正し因果関係を肯定できないか。条件関係の修正の可否が問題となる。

III. 学説の状況

A説：条件関係修正肯定説¹

択一的競合の場合、「あれなければこれなし」という条件関係の公式を修正し、いくつかの条件のうち、いずれかを除去しても結果は発生するが、一括して取り除いたならば結果が発生しない場合に、すべての条件に因果関係を肯定する説。

B説：条件関係修正否定説²

択一的競合の場合、条件関係の公式を修正せず、まさにその犯人の行為がなくても結果が発生したのであるから、行為と結果との間に条件関係が無いとして、因果関係を否定する説。

C説：結果回避可能性説³

¹ 前田雅英『刑法総論講義〔第5版〕』（東京大学出版会，2011年）181頁。

大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕』（成文堂，2007年）223頁。

平野龍一『刑法 総論I』（有斐閣，1972年）138頁。

² 町野朔『刑法総論講義案I〔第2版〕』（信山社，1998年）156頁。

内田文昭『改訂刑法I（総論）〔補正版〕』（青林書院，1997年）145頁。

³ 山口厚『刑法総論〔第2版〕』（有斐閣，2007年）47頁。

条件関係は単なる行為と結果との間の事実的な結合関係に尽きるものではなく、処罰の正当化に関わる規範的な意味(結果回避可能性)を有するものであり、結果回避可能性がない場合には因果関係を否定する説。択一的競合事例の場合、一方の行為により結果が発生するのであるから、他方の行為は結果回避が不可能であり、条件関係を否定する。

IV. 判例(最判昭和 26 年 9 月 20 日)⁴

(1) 事実の概要

共犯関係のない被告人 2 人が被害者に暴行を加え、その結果死に至らしめたが、いずれの暴行によって被害者が死亡したか不明であった。

(2) 決定要旨

「また、原判決は本件傷害致死の事実について被告人外二名の共同正犯を認定せず却って二人以上のものが暴行を加え人を傷害ししかもその傷害を生ぜしめた者を知ることができない旨判示していることか原判文上明らかなるところであるから、刑法 207 条を適用したからといて、原判決には所論の擬律錯誤の違法は存在しない」

(3) 検討

この判例は共犯関係のない二名以上による傷害致死事件について、刑法 207 条を適用したケースである。

暴行の同時犯の場合には傷害の結果が生じて、どちらの暴行によって傷害の結果が発生したのか証明が困難であるため、暴行罪の刑事責任が問われるのみとなる。そこで、207 条の趣旨は、この場合に因果関係を擬制し、「暴行と傷害の結果との間の因果関係について、挙証責任の転換」を図ることで、国民の法感情に反する事態を回避しようとしたものである。

かかる趣旨が傷害致死の場合においてもあてはまることから、207 条の適用が認められることを本判決は判事したものである。

条件関係修正肯定説については、択一的競合事例のような共同正犯ではない二名以上の行為をひとまとめにして考えているため、妥当ではないという批判があり得る。しかし本判決において 207 条が適用され、意思の連絡がない関与者の行為を一括にして評価していることから、本判決は条件関係修正説を肯定していると考えられる。

V. 学説の検討

1. まず、B 説について検討する。確かに刑法の自由保障機能的観点から規範を明確にし、処罰範囲を限定するためには、条件関係公式が遵守されるべきであり、本件のような択一的競合等の事案の場合についても条件関係公式の修正は認めない B 説が妥当のように思える。

しかし、両者とも独立して人を殺害しようとする行為をし、その結果人の死が発生しているのにもかかわらず偶然両者の行為が競合したというのみで条件関係が否定され、両者ともに殺人未遂か過失犯

⁴ 最高裁判所刑事判例集 5 卷 10 号 1937 頁。

の場合は不可罰となるのは刑法の法益保護機能を全うできず、結果として妥当ではない。

これに対し、B説は択一的競合の場合に条件関係は否定されるため、生じた結果は帰責しえないが、行為自体の危険性に対する評価は刑に反映するため、結果は決して不合理とはならないとする。しかし、「結果を行為に帰属しうるか」という刑法上の因果関係論的観点からは、現実に存在する「結果」を実際に行われた行為に帰さなければ不合理だといえる。

またB説を採用した場合、重疊的因果関係では条件関係が肯定されるのにもかかわらず、重疊的因果関係よりも危険性の高い択一的競合の場合には条件関係が認められないということになり不均衡である。

以上より、B説は妥当ではない。

- 次に、C説について検討する。そもそも条件関係というのは、行為と結果との間の事実的な結合関係を明らかにするものである。それにもかかわらず、C説は結果回避可能性の有無を考慮するものであり、この段階で条件関係を規範的に限定することに疑問がある。

したがって、C説は妥当ではない。

- ここで、択一的競合における両行為者の行為は現実に競合して行われているため、各人の行為を別々に評価すべきではなく、両者の行為を一括して評価すべきである。したがって、両者の行為を一括して取り除き、結果が発生しない場合には条件関係を認め、各人の行為と結果との間の条件関係がみとめられると解する。

このように解しても、択一的競合の場合は両者の行為を取り除けば結果は発生せず、競合する行為と結果との間に事実的な結びつきが認められるから、両者に帰責する基礎が認められる。

したがって、条件関係公式を修正し、いくつかの条件の内、いずれかを除去しても結果は発生するが、すべての条件を除けば結果が発生しない場合には、条件関係を認めるとするA説が妥当である。

以上より、検察側はA説を採用する。

VI. 本問の検討

第 1. X の罪責

- X が A に劇薬を支給した行為について業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立するか検討する。
- (1) まず、本罪における「業務」とは各人が(a)社会生活上の地位に基づき、(b)反復継続して行う行為であり(c)かつその行為は、他人の生命、身体に危害を加える虞のあるものであることを必要とする。

本問において、X は看護師という人の生命・身体を扱う立場にあり、患者に対して風邪薬を支給する等、看護師という地位に基づき反復・継続して行う行為を行っている。また、上記の行為は人の生命・身体に危害を加える虞のあるものである。

よって、X の行為は「業務」にあたる。

- 次に、X は看護師という「人の生命・身体を扱い、また危害を加えるおそれがある立場」にあ

りながら過失により致死量の劇薬をAに支給しており、これは業務上必要な注意を怠ったといえる。

したがって、Xの当該行為には業務上過失致死罪の実行行為性が認められる。

3. (1) 次に、本問ではAの死亡という構成要件的结果が発生しており、Xの実行行為とAの死という構成要件的结果に因果関係が認められるかという点が問題となる。

(2) XとYの間に意思の連絡は無く、またXの行為がなくとも、YのAに致死量の劇薬を支給するという行為によりAの死という結果が発生しているため「あれなければこれなし」という条件公式は一見、Xの実行行為とAの死という結果の間には成立しえない。

(3) しかし、前述のように検察側は条件関係修正説を採用するところ、XとYの間に意思連絡はなくとも現実にAの死という結果が発生しており、またその結果はXとYの両者の行為を一括して取り除いた場合は発生しないものである。よって、「XとYの両者の行為」とAの死との間に条件関係が認められ、Xの行為とAの死の間の因果関係が肯定される。

4. 以上より、Xの当該行為に業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立する。

第2. Yの罪責

YのAに致死量の劇薬を支給し、Aを死に至らしめた行為についても、Xと同様に、業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立する。

VII. 結論

以上より、X及びYは業務上過失致死罪(211条1項前段)の罪責を負う。